

大阪市消費者保護審議会 平成30年度第1回消費者教育部会 会議要旨

1 日 時 平成30年10月25日（木） 午前10時～正午

2 場 所 大阪市役所4階 市民局 第1・2会議室

3 出席者 (委員)
木全委員、出相委員、畠委員、松井委員

(本市)
東中市民局地域安全担当部長
谷消費者センター所長
津村消費者センター副所長
前川消費者センター担当係長

4 議 題

- (1) 消費者教育推進地域協議会について
- (2) 部会長代理の選出について
- (3) 平成30年度運営方針（高齢者及び若年者の消費生活の安心の確保）にかかる中間振り返り及び今後の取り組みについて
 - ・高齢者を対象とした消費者教育の推進
 - ・若年者を対象とした消費者教育の推進
 - ・消費者センターの有用性の認知度の向上

5 議事要旨

(1) 消費者教育推進地域協議会について

10月11日に開催された第56回消費者保護審議会で、当部会が「消費者教育の推進に関する法律」第20条に規定されている「消費者教育推進協議会」の役割を果たすことが確認されたことについて、あらためて事務局より説明を行い、確認を行った。

(2) 部会長代理の選出について

出相部会長から、部会長代理として松井委員が指名された。

(3) 平成30年度運営方針（高齢者及び若年者の消費生活の安心の確保）にかかる中間振り返り及び今後の取り組みについて

平成30年度市民局運営方針（案）重点的に取り組む主な経営課題3【高齢者及び若年者の消費生活の安心の確保】のうち、主に消費者教育を対象とするもの（3-1【高齢者を対象とした消費者教育の推進】、3-3【若年者を対象とした消費者教育の推進】及び3-4【消費者センターの有用性の認知度の向上】）を中心に各種事業の取り組みと中間振り返りについて、事務局より説明するとともに消費者センターが作成した映像コンテンツの視聴を行い、各委員から質問や意見があった。

(主な意見)

- ・地域活動の場を活用した高齢者への消費者教育の推進について
- ・留守番電話や電話貼付型のステッカーの活用について
- ・P T A、中学・高校の総合学習の時間、大学の初年時教育を活用した若年者への消費者教育の推進について
- ・若年者を対象とした消費者教育における当事者意識の重要性について
- ・民間事業者との包括連携や消費者月間を活用した消費者センターの有用性の認知度の向上について